

各 位

会 社 名 **株式会社 ASK PLANNING CENTER**
代表者名 代表取締役社長 廣 崎 利 洋
(J A S D A Q ・ コード番号 9756)
問合せ先 取締役 経営統括室長 村 瀬 晶 久
執行役員 管理統括部長 吉 田 俊 英
電話番号 (03) - 3354 - 1181 (代表)

臨時株主総会及び普通株主による
種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成21年7月16日開催の取締役会において、平成21年9月15日開催予定の当社の臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成21年9月15日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）において権利を行使することができる株主を確定するため、平成21年7月31日（金）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって本株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告をすること（以下「本基準日設定公告」といいます。）といたしましたのでお知らせいたします。

記

- (1) 基準日 平成21年7月31日（金）
- (2) 公告日 平成21年7月17日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.askplanningcenter.com>

2. 本株主総会の付議議案等について

平成21年7月7日付、当社プレスリリース「「その他関係会社」及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で公表のとおり、株式会社双樹コーポレーション（以下「双樹」といいます。）は、平成21年5月18日から平成21年7月6日までの期間、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、当社の普通株式14,314,463株を取得しております。これにより、双樹、双樹の株主及び取締役並びにその親族（以下、総称して「双樹ら」といいます。）が保有する当社普通株式（保有株式数の合計14,692,713株、平成20年12月31日現在における総株主の議決権の数33,644個に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：43.67%）、当社の代表取締役社長である廣崎利洋（以下「廣崎」といいます。）（保有株式数4,575,360株）、当社の取締役である廣崎智子（保有株式数580,722株）、廣崎智子を除く廣崎の親族（保有株式数の合計280,846株）、並びに廣崎及び廣崎の親族が全額出資している株式会社ティーエイチ（保有株式数4,574,204株）、株式会社ティーエフコンサルツ（保有株式数4,464,300株）及びその代表取締役社長である福田洋子氏（保有株式数54,000株）がそれぞれ保有する当社普通株式（保有株式数の合計14,529,432株（所有割合：43.17%））、野々川純一氏及びその親族、並びに野々川純一氏及びその親族が直接又は間接に支配する日本メナード化粧品株式会社、野々川物産株式会社、株式会社ダリヤ及び日本システムサプライ株式会社（以下総称して「野々川氏ら」といいます。）が保有する当社普通株式（保有株式数の合計1,835,000株（所有割合：5.45%））と併せて31,057,145株、所有割合92.30%を保有するに至っております。

双樹は、本公開買付けに係る公開買付け届出書等において表明しているとおり、当社普通株式の非上場化を企図しております。

また、当社としても、平成21年5月15日付当社プレスリリース「株式会社双樹コーポレーションによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けに賛同し、その結果、上記のとおり、双樹ら、廣崎ら、野々川氏ら（以下「公開買付者等」といいます。）を併せて92.30%を占めることとなりました。

当社は、本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者等が当社の全株式を取得するための手続を実施することを決定いたしました。

具体的には、当社は、本臨時株主総会において、①定款の一部を変更して当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に会社法第108条第1項第7号に規定する全部取得条項を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。また、上記②の定款変更については、会社法第111条第2項第1号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本種類株主総会を併せて開催することを検討しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本株主総会の開催場所並びに付議議案の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。